

津山市宿泊施設魅力向上 支援事業補助金のご案内

津山市では、新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊者が減少している中、今後の売上回復に向け、宿泊施設の魅力向上や安全衛生対策への取り組みを支援します。

(1) 補助対象者

津山市内の旅館業法に基づく営業許可を受けた施設及び住宅宿泊事業法に基づく届け出を行っている施設

(2) 補助対象事業

ア 観光基盤整備事業

今後の観光事業の回復に向けて、基盤を整備するために実施する事業

(具体例: 多言語案内看板、多言語翻訳機器、多言語パンフレットの作成、キャッシュレス決済端末、無料Wi-Fi設備、ホームページによる情報発信、予約システムの導入など)

イ 安全衛生対策事業

施設利用者や宿泊事業者の安全・安心のために、感染防止等の安全衛生対策を行う事業

(具体例: 空気清浄機、飛沫防止用アクリル板、手指消毒器、消毒ディスペンサーなど)

※対象外の経費: 土地・家屋の取得に関する経費、解体・撤去に関する経費、故障・老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理・修繕に要する経費、維持・管理に関する経費、施設の消耗品費(マスク・消毒液など)等

(3) 補助金額

補助率	補助上限額
3/4以内(千円未満の端数は切捨)	1施設につき75万円

※選定委員会での選定を経て、予算の範囲内で採否を決定します。

※応募者が多い場合等は、交付決定額が補助率3/4を下回ることがあります。

(4) 受付期間

令和2年6月23日(火)～令和2年8月31日(月) ^{最終日} 17時郵送必着

※申請書を受領し審査した後、交付、不交付決定通知書を9月中に各申請者に送付します。

※採択前であっても、4月1日以降に着手した事業であれば対象になる場合があります。

(5) 提出方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**郵送**でお願いします。

手続きなど詳しいことは、
裏面をご覧ください



【申請書の郵送・お問い合わせ先】

〒708-8501 津山市山北520

津山市役所 産業文化部 観光振興課 (東庁舎2階)

TEL 0868-32-2082 FAX 0868-32-2154

E-mail kankou@city.tsuyama.lg.jp

補助金の詳細や申請様式は津山市公式ホームページ
に掲載しています。



手続きの流れ

1. 交付申請書の提出（以下の書類をすべて揃え、ご提出ください。）

原本1部を、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送により提出してください（応募様式等は津山市ホームページからダウンロード可）。

- ① 交付申請書（様式1）
別紙1 補助事業計画書
別紙2 補助対象経費積算明細書及び資金調達計画
別紙3 誓約書（暴力団排除関係）
- ② 旅館業許可書または住宅宿泊事業法に基づく届出番号のわかるもの
（岡山県発行の標識のコピーなど）
- ③ 見積書（原則2者以上）・カタログ等
※令和2年4月1日以降に着手した事業であれば発注書・請求書・領収書等も必要です。
※見積書が1者の場合、「業者選定理由書」を作成願います。
- ④ 定款の写し（法人のみ）
- ⑤ 市税に未納がないことの証明（完納証明）
- ⑥ 宿泊施設のパンフレット等
- ⑦ （個人事業主の場合）開業届
- ⑧ その他参考となる資料

2. 交付・不交付決定通知書を送付します。

申請書を受理し選定委員会を経て、予算の範囲内で、交付・不交付決定通知書を9月中に各申請者に送付します。補助率は3/4以内であり、交付決定額が交付申請額を下回ることもありますので、ご注意ください。

3. 事業実施

対象事業は、令和2年12月31日（木）までに終了する必要があります。交付決定後に事業の内容等に変更が生じた場合には、変更申請書（様式2）を提出してください。

※採択前であっても、令和2年4月1日以降に着手した事業であれば、書類等による確認が可能で適正と認められる場合には補助対象とすることが可能です。

4. 実績報告書の提出

事業終了後15日以内又は令和3年1月15日（金）までのいずれか早い日までに実績報告書等を作成し、提出してください。

- ① 実績報告書（様式3）
- ② 事業前・事業後の状況のわかる写真
- ③ 事業経費の支出にかかる証拠書類の写し（支出内容の明細が記載された領収書等）など

5. 補助金の支払い

補助金の額の確定通知書をお送りしますので、補助金の請求書を提出いただき、補助金を支払います。

補助金の詳細や申請様式は津山市公式ホームページをご覧ください。